

# 環境教育等促進法基本方針を踏まえた 体験の機会のある場認定制度の積極的活用について

# 環境教育等促進法 (正式名称: 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)

## 制度の概要

平成15年成立, 平成23年改正

文部科学省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省の5省共管

### ○目的(法1条)

持続可能な社会の構築に向け、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を規定。



### ○基本理念(法3条)

- 国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、対等な立場で相互に協力して実施。
- 経済社会との統合的発展、循環型社会形成の重要性を考慮。
- 体験活動を通じて、生命を尊び、自然を大切にし、環境保全に寄与する態度を醸成。
- 国土の保全、産業との調和、地域住民の生活の安定、文化・歴史の継承等に配慮。

### ○国民、民間団体等、行政機関の責務(法4条、法5条)

- 国民、民間団体等: 家庭、職場、地域等において環境教育等を自ら進んで実施。
- 国、地方公共団体: 相互の役割分担の下、環境教育等に関する施策を実施。

### ○基本方針の策定(法7条)

平成24年6月「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定。

### ○地方自治体による推進枠組み(法8条)

環境教育等の取組推進の行動計画の作成と計画策定等に際しての地域協議会の設置。

### ○学校教育等における環境教育の充実(法9条)

- 発達段階に応じて、体系的な環境教育が行われるよう、情報の提供、教材の開発、教育職員の資質向上のための措置を実施。
- 環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備・活用。

### 環境教育等の基盤強化

#### ○環境教育等支援団体の指定(法10条の2)

各主体による環境教育等の取組を支援する非営利団体を環境教育等支援団体として国が指定。

#### ○人材認定等事業の登録(法11条)

民間事業者が行う環境教育等指導者の育成認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を、国が登録し、公示。

### ○体験活動を促進するための枠組み(法20条)

土地・建物の所有権等を有する国民、民間団体が提供する体験の機会の場について、安全性等の要件を満たすことを都道府県知事が認定。

### ○協働取組推進のための枠組み(法21条の4.5)

行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、環境保全に係る協働取組の協定の締結。

### ○その他

- 雇用する者に対する環境教育等の実施
- 職場における学生の就業体験等への配慮
- 顕著な功績のある者に対する表彰 等

附則 法施行後5年を目途とした検討 等

# 環境教育等促進法基本方針の変更

平成30年6月26日  
閣議決定

「環境教育等促進法」の附則第2条において、政府は法施行後5年を目途として、その施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。昨年1月から、法に基づく有識者会議（環境教育等専門家会議）を立ち上げ、4回にわたり施行状況について検討を行い、昨年6月に同法の基本方針を変更。

## 環境教育等を取り巻く現状

- ・環境・経済・社会を統合的に向上させ、地域循環共生圏の創造を目指す必要性（持続可能な開発目標（SDGs）等）
- ・小・中学校の新学習指導要領における「持続可能な社会の創り手」の育成、「カリキュラム・マネジメント」、「主体的・対話的で深い学び」（持続可能な開発のための教育（ESD）の実践にも関連）
- ・SDGsにおいて、「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進（ゴール16）」、「グローバルパートナーシップ（ゴール17）」が掲げられるなどパートナーシップ（協働取組）の必要性

## 変更の主なポイント

### 体験活動の捉え直し

- ・体験の内容 ⇒ 自然体験、持続可能な社会づくりを支える現場に触れる社会体験、日常生活と異なる文化や慣習等に触れる生活体験、ロールモデルとなるような人との交流体験など幅広いものとして促進
- ・学びのプロセス ⇒ 感性を働かせるという「インプット」、その中から見いだした意味や価値を他者に表現するという「アウトプット」
- ・体験の効果 ⇒ これまでになかった気づきや感動、自尊感情や創造性の向上 等

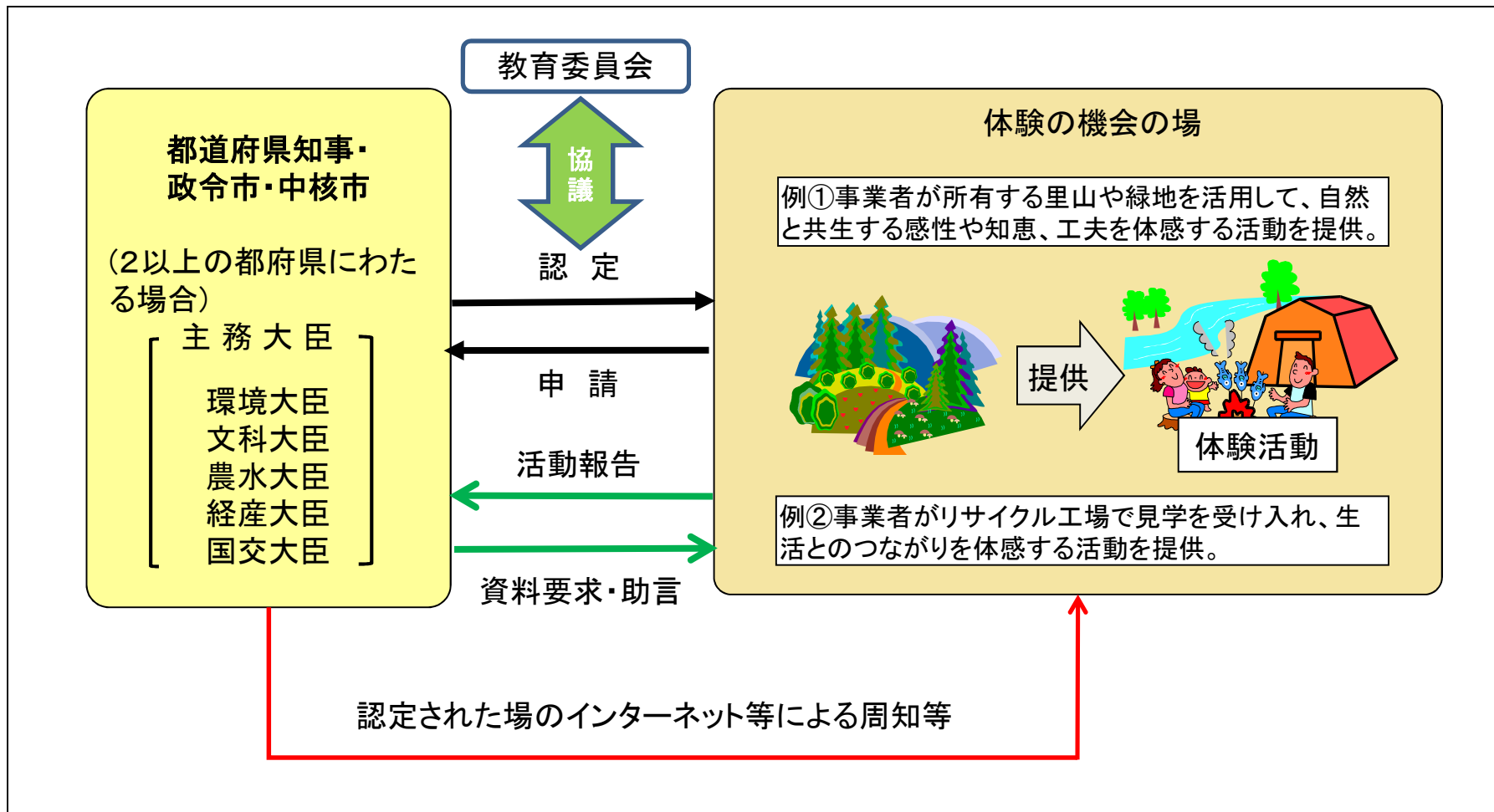
### 「体験の機会の場」の活用

地域や民間企業が取り組む「体験の機会の場」を「地域や国を越えた交流の拠点」として位置付けて、人の交流促進、成長につながる学びの提供、地域や企業の魅力の再認識を通じて、持続可能な社会づくりにつなげていく。



# 体験の機会の場の認定制度(法第20条)

民間の土地・建物の所有者等が提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、都道府県知事等が、一定の基準に照らして認定・周知する制度。認定に際しては、教育委員会との協議が必要。



## 体験の機会の場の認定一覧(認定順)

認定者	事業主体	事業内容
山梨県知事	公益財団法人キープ協会	「環境教育指導者セミナー(清里インタープリターズキャンプ)」インタープリター(環境教育指導者)の普及
川崎市長	昭和電工株式会社川崎事業所	使用済みプラスチックのアンモニア原料化を通じた環境教育(分別体験、化学実験、事業所見学等)
川崎市長	株式会社ショウエイ	ろ過装置を利用した水、熱、電気省エネ学習(ろ過実験、事業所見学等)
川崎市長	富士通株式会社川崎工場	タブレットPCを用いた環境教育(講座・事業所見学)
川崎市長	明治大学黒川農場	アグリサイエンスアカデミー(農業体験等)
埼玉県知事	石坂産業株式会社	建設廃棄物の資源化プラント施設見学で3Rを学ぶ三富地区の里地里山を五感で学ぶ
川崎市長	東京ガス株式会社	環境に配慮した食の取り組み(講座、調理実習)
前橋市長	サンデンファシリティ株式会社	・自然体験活動や森林整備体験活動 ・自動販売機や冷凍冷蔵ショーケースの生産工場の見学 ・ヒートポンプによる省エネ技術や災害対応自販機の体験 等
福島県知事	樽井 俊二	生物との触れ合いや木材加工を通じた里山林での自然体験学習
広島県知事	株式会社オガワエコノス	廃家電製品の分解を通じた3Rの学習
大阪市長	公益財団法人公害地域再生センター	西淀川公害についての体験学習、公害地域を学ぶフィールドワーク等
秋田県知事	東北電力株式会社 能代火力発電所	火力発電所や能代エナジウムパークの見学を通じてた発電所の取組やエネルギー資源等の重要性に係る理解促進
八王子市長	佐川急便株式会社	里山や自然に触れ合い、森林散策や里山保全体験、間伐材をつかったクラフト体験などを通じて、自然や里山保全の大切さについて学ぶ
青森県知事	ひろさき環境パートナーシップ21	生物観察会や池の環境を育む保全活動等を通じた自然環境や生物多様性の保全の大切さに関する理解促進
高知市長	株式会社 相愛	丸太切り・薪割体験・竹細工等を通じた森林・竹林整備の重要性の理解促進
前橋市長	株式会社ナカダイ	リサイクル工場見学及び廃棄物を使ったワークショップ、廃棄物から見える環境問題の啓もう教育・講習会
群馬県知事	株式会社チノー	・豊かな自然環境で生物と触れ合う機会や参加者同士のコミュニケーションを通じて環境保全の気づきを促す。 ・自然環境を題材として自ら考え行動し学習する機会を提供する。



# 環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の充実・拡大のための官民協働取組

背景

環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の認定制度が開始して5年を迎える。実際に体験した学校等の評価は高いものの、認定事業者数は14(当時)に止まっている。持続可能な社会の担い手育成の拠点となる「体験の機会の場」の充実・拡大を図るため、官民協働による取組が必要。

協働取組の内容

環境教育等促進法に基づく協定を活用し、官民が協働して「体験の機会の場」の充実・拡大に向けた取組を行う。

- 「体験の機会の場」の充実・拡大のための調査研究、体験プログラムの開発及び普及啓発
- 地域で「体験の機会の場」の推進役となる人材(以下「地域推進人材」という。)の育成 等

協定期間:平成29年10月26日(協定締結日)から平成34年9月30日まで

役割分担

## 国(環境省)

- ・ 関係省庁、地方公共団体との連絡調整
- ・ 積極的な広報活動の実施
- ・ 体験プログラムの効果検証に係る助言
- ・ 認定手続に係る地方公共団体への助言
- ・ 地域推進人材の育成計画の策定  
(自治体向け環境教育研修等の実施等)

協



定

## 「体験の機会の場」研究機構

(体験の機会の場の認定事業者で構成)

- ・ 国内外の優事例の調査研究
- ・ 各種体験プログラムの開発・効果検証
- ・ 「体験の機会の場」関係者の相互参照の機会の創出
- ・ 民間団体等に対する普及啓発活動
- ・ 地域推進人材の育成プログラムの企画・実施等  
(環境教育研修のプログラム策定・実施協力等)

目指すものとして

## 「認定体験の機会の場」の量的、質的向上

- ・ 「体験の機会の場」認定数の増
- ・ 個々の「体験の機会の場」の訪問者の増
- ・ 広域連携事業の展開(例:里山サミット等) 等



協定締結の様子

# 体験の機会の場の利用実績及び国における活用事例

## 利用実績

体験者総数：年間 計約26,000人（H29年度）

成果：学校や行政と企業等との連携強化、参加に係る不安感の低減等による体験活動の促進。  
企業価値の向上。

## 体験した学校関係者の声

- ・計画の段階から丁寧にご対応いただき、子ども達の心に残る学習になりました。
- ・子ども達が「楽しかった」と話しており、その後の学習の動機付けにつながりました。

## 国の活用例

### ● 環境調査研修所「環境教育研修」（平成29年9月、平成30年9月） 於：石坂産業株式会社

地方公共団体等の職員を対象とする研修。体験の機会の場を訪問し、プログラムの体験等を通じて、大人・子供の関心や行動の喚起を促すための方法、企業・民間団体等の巻き込み方等について学び、地域の実情に応じた場を創るための企画立案力の向上を図る内容。

## 参加した自治体職員の声

- ・知識を教えるだけでなく、感性を刺激するものを提供し、自ら主体的に学んでもらう重要性に気づいた。
- ・民間企業が素晴らしいプログラムを提供することに感動し、イメージが変わった。
- ・自分の地域でもこういう企業があるかもしれないと思い、戻って発掘を考えてみようと思う。



### ● 教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修（文部科学省との連携事業）

従来からの教職員向けのカリキュラム・デザイン・コースに加え、本年度から、教職員、地方公共団体職員、企業の方等を対象とし、体験の機会の場等において、実際に体験活動をしながら大人・子どもの行動や意識の変容を促すポイントを学ぶプログラム・デザイン・コースを実施。